

ゆうあい共済の内容

保障内容

主契約：定期保険（団体型）
特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	250 万円	250 万円	500 万円	750 万円	1,000 万円	1,250 万円	1,500 万円	1,750 万円	2,000 万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	50 万円	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	250 万円	250 万円	500 万円	750 万円	1,000 万円	1,250 万円	1,500 万円	1,750 万円	2,000 万円
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^{*1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	50 万円	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 1,800 円	1日につき 3,600 円	1日につき 5,400 円	1日につき 7,200 円	1日につき 9,000 円	1日につき 10,800 円	1日につき 12,600 円	1日につき 14,400 円	
	ガン ^{*2} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2 万円	2 万円	4 万円	6 万円	8 万円	10 万円	12 万円	14 万円	16 万円
	6大生活習慣病 ^{*3} で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1 万円	1 万円	2 万円	3 万円	4 万円	5 万円	6 万円	7 万円	8 万円
	ガン ^{*2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5 万円	5 万円	10 万円	15 万円	20 万円	25 万円	30 万円	35 万円	40 万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7.1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

- 8.1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*2 お支払いの対象となるガン

- ・口唇・口腔および咽頭の悪性新生物
- ・消化器の悪性新生物
- ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・皮膚の黒色腫および他の悪性新生物

悪性新生物

- ・中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・乳房の悪性新生物
- ・女性生殖器の悪性新生物
- ・男性生殖器の悪性新生物
- ・腎尿路の悪性新生物
- ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- ・リンパ組織、造血組織および関連組織の

悪性新生物

- ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物
- ・上皮内新生物
- ・真正赤血球増加症<多血症>
- ・骨髄異形成症候群
- ・慢性骨髄増殖性疾患
- ・本態性（出血性）血小板血症
- ・ランゲルハンス細胞組織球症

*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病

- ・糖尿病
- ・心疾患
- ・高血圧性疾患
- ・脳血管疾患
- ・肝硬変
- ・慢性腎不全

ゆうあい共済のお取扱い

加入資格・条件

- 足利商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で、令和5年7月1日現在年齢が14歳6ヶ月を超える75歳6ヶ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6ヶ月を超える方は4口までを限度とします。なお、75歳6ヶ月を超える方は80歳6ヶ月まで継続のみできます。

- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方^{*4}に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
別表	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたることがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。

足利商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
事故通院見舞金 (5日以上、1人年2回限度)	一律	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円
病気入院見舞金 (10日以上、1人年2回限度、一律)	10日以上19日以内 5,000円	10日以上19日以内 10,000円	10日以上19日以内 15,000円	10日以上19日以内 20,000円	10日以上19日以内 25,000円	10日以上19日以内 30,000円	10日以上19日以内 35,000円	10日以上19日以内 40,000円	
病気による初期入院見舞金 〔2日以上10日未満の入院、年1回限度〕 〔人間ドック・検査入院等は対象外〕	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	
健康応援（健康診断助成金） *会議所主催による健康診断対象									一律 3,500円
VIP健康応援（ミニドック助成金） 〔加入事業所の役員・事業主が対象〕 *会議所指定医療機関で受診が条件									一律 10,000円
二十歳祝金									一律 10,000円
結婚祝金									一律 10,000円
出産祝金									一律 10,000円
更新時記念品									更新日に56歳、61歳、66歳を迎える加入者がおられる事業所に対して

- 足利商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- 見舞金、祝金、および助成金のお支払いは事由発生日から3年内の請求に限りお支払いします。
- 祝金のお支払い限度は1年間で1万円となっておりますので、その間は2回目に該当されても、他の祝金の給付事由に該当されてもお支払いいたしません。
- 見舞金は、死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金、一時金が支払われる場合はお支払いできません。
- 上記制度内容は将来変更することもあります。
- 「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

*詳細は、「見舞金・祝金・助成金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

*サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

- 商工会議所会員入会申込みと同時（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。
- 申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）
- 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。
- 加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。
- 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したなどは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、ゆうあい共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当しても、その他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。